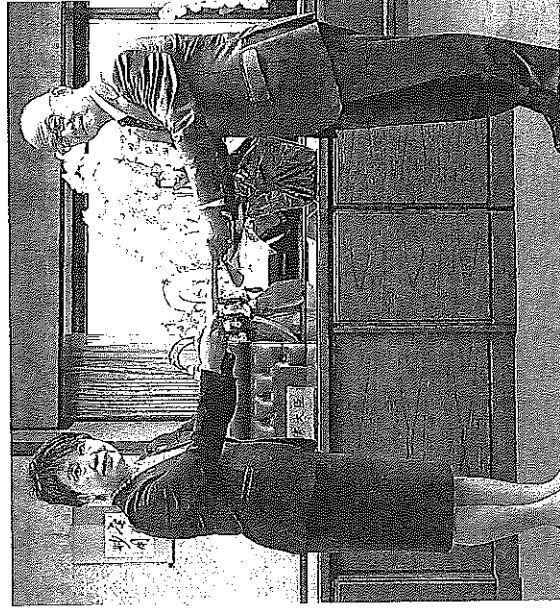


文化



法務省の田中眞次郎氏(右)から少年法改正草案の
審議を受ける土井洋一郎氏(左)後、送致

少年法11条はこう規定する。「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のこゝろを犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容貌等によりその者が該当事件の本主であることを推知する虞を生ずるものな

メディア時評 (12月)

山田 健太

匿名を義務付けているものを、年長少年(18、19歳)限定はあっても、匿名化しようという逆のベクトルの話だ。

少年法改正の動き
もともと20年4月から、民法上の成人年齢が20歳から18歳に引き下げられるのが発端だ(18年改正)。さらにその後は、憲法改正(検察官送致)された18、19歳の加害少年について

少年匿名報道

法改正 変わる匿名範囲

審判の引き下げが議論され、関連して15年の公職選挙法改正によって、選挙権が18歳に引き下げられたことが少年法についても「少年」の定義を拡張し18歳未満にしてはどうかという話になったわけだ。

「成人」年齢を一律に引き上げ18歳にするのではなく、現時点の「未成年」の区分にこそは戻さなければならぬ。

戦後「精神規定」に
この報道禁止は戦前の少年法から引き継いだもの

報道界全体で求められる議論

だがこれは罰則付きの禁止事項だ。それが戦後憲法の表現の自由保障と抵触することから、罰則のない「精神規定」に変わった経緯がある。それでも規制案などにはかわりなく、報道の自由の原則論が示れば法規制はないに越したことはない、あくまでも報道機関の自主的な判断に委ねるべきことでもある。

し合いの中で、逆走中だ。「少年保護よりも社会的利益の擁護が強く優先する特殊な場合」は、あえて法を破ることを文書化してしまっている(新聞協会の少年法11条の扱い方針10月8年12月)。

匿名の必然性
これまでであれば少年事件として審判に付され、少年院や少年鑑別所に送られ、匿名で報じられていた事件が法改正でどう変わるか想定してみる。

新刊紹介

2人の人生が交差する奇跡
『ハンセン病と文学でシンガ』19日ネット、北条民雄特集

風よ吹け
風よ吹け
万物の萌えいず
希望に胸ぐくろ
陽光のきらめき
若葉を囁かせよ
風よ吹け
きんさんご隆り
書き海津から吸
風の種子をはら
天高く昇れよ
風よ吹け
母たちを捧げ持
仕方の粉がこ
口笛でお節を時
風よ吹け
悲しみを癒はす
この青い空から
人々が笑顔で仰
青い空に展せ
だから風よ
もつと吹け
こぬす・せい
生まれ。83歳。
『夢ひらく』田
『詩集 やすみ
之口綴り』(文)

り添い、社会に何を義務で
けるのか。
このような状況に「石を
投じるべく、ナイフア
トの競争、仲本琴子の絵画
展「Be kind」心

の天子たちが思い思いに自
由を謳歌している。あらゆ
る束縛の中にある現在に
て、まさに憂のよき光
景である。天皇陛下に臨く
彼の「善士」控定から
果て生まれ育った彼女の幼

とした巨著その先の蒼蒼
を推察している。その内
面に隠される、緊張、悲壯
感といったものを筆に孕ませ
ながら、そのことにより、
仲本にとって永遠的な主眼

ハンセン病と文学でシンガ
19日ネット、北条民雄特集
ハンセン病で療養所に隔
離された作家の父を愛する
934年に回中にある多摩
全園に人所し小説の
ちの初夜」などを書いて早
世した北条民雄を特集す
る。
ハンセン病回復者を描い
た『ハンセン病』(文)